

第197回・岩手県開発審査会 議事録

日時 平成29年6月22日（木）13時30分から

場所 岩手県公会堂 15号室

○事務局（都市計画課主幹兼管理開発担当課長）

ただいまから、第197回・岩手県開発審査会を開催いたします。本日は、審査会委員7名のうち5名の御出席をいただいております。

岩手県開発審査会条例第4条第2項の規定による所定の定足数に達し、当審査会が成立したことを確認いたしましたので、報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、岩手県県土整備部都市計画課藤井総括課長より御挨拶申し上げます。

○事務局（都市計画課総括課長）

（挨拶）

○事務局（都市計画課主幹兼管理開発担当課長）

今回は、当審査会委員の任期満了に伴う改選後の最初の会議でございますので、委員の方々の御紹介を申し上げます。僭越ではございますが、事務局から御紹介申し上げます。

はじめに、前回から引き続いて委員をお願いしている皆様を改めて御紹介申し上げます。

お手元の名簿でございます、三人目の全国農業協同組合連合会岩手県本部副本部長 小原俊英委員です。本日は欠席でございます。

岩手大学農学部准教授三宅論委員です。

一般社団法人岩手県建築士会副会長兼一般社団法人岩手県建築士会盛岡支部支部長 中村孝幸委員ですが、本日は欠席でございます。

岩手医科大学医学部教授 坂田清美委員です。

岩手県立大学総合政策部准教授 新田義修委員です。

次に、今回新たに委員になられた皆様を御紹介申し上げます。

ゆい法律事務所弁護士 松本聡子委員です。

岩手県立大学宮古短期大学部講師 中川仁美委員です。

続きまして、今回は今年度最初の審査会となりますので、事務局についても紹介いたします。

先程、御挨拶申しあげました都市計画課の藤井総括課長でございます。

建築住宅課の野里建築指導担当課長でございます。

都市計画課の川崎主査でございます。同じく及川技師でございます。同じく、大矢主事でございます。

最後に私、担当課長の石木田でございます。よろしく申し上げます。

なお、審査事務の一部を担当していることから、滝沢市都市整備部都市政策課、矢巾町道路都市課の方々にも出席いただいております。

以上で事務局職員の紹介を終わります。

○事務局（都市計画課主幹兼管理開発担当課長）

引き続きまして、審査会の概要につきまして、まずは御説明申し上げたいと思います。

開発審査会は、都市計画法に基づき設置されている県の附属機関でございます。その権能としては、まず、都市計画法の規定による知事等の処分に対する審査請求、典型的な例として、開発許可に係る不許可処分を行い、これを不服として審査請求があった場合の審査機関として位置付けられているものでございます。

次に、市街化調整区域における開発許可等の申請について、知事が許可を行うに際し、一定の案件については、前もって審査会にお諮りしなければならないとされているところでございます。

具体的に申し上げますと、市街化調整区域は盛岡市、滝沢市、矢巾町の3市町にまたがる盛岡広域都市計画区域において定めております。当該区域では、市街化を抑制すべきであって、原則として開発行為、建築行為が制限されておりますが、法律で定める一定の要件に該当する場合に限りまして例外的に許可の対象となるものとされているところでございます。

これらのうち、知事の判断のみをもって許可が可能な開発行為等も定められておりますけれども、他方、個別に、その目的、規模、位置等を検討し、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不相当と認められる案件につきましては、当審査会におきまして御審議いただくこととされているものでございます。

なお、先程申し上げた3市町のうち盛岡市につきましては、地方自治法上の「中核市」ということで、独自に許可権限を有してございまして、当審査会では、盛岡市以外の滝沢市、矢巾町の2市町が対象になります。

以上、簡単ではございますが、開発審査会において御審議いただくものの概要につきましての

説明とさせていただきます。

それでは、ただ今より議事に入らせていただきます。

なお、本日の皆様の発言内容につきましては、後日、議事録を作成しまして、非公開である部分を除きまして、県のホームページ上で公開する予定としておりますので、御了承願います。

当審査会は、岩手県開発審査会条例第3条第2項の規定により会長が議事の進行を行うこととされておりますが、今回は委員改選後の最初の審査会でございますので、まだ会長が決まっておりません。したがって、会長が選任されるまでの間、事務局において進行を務めさせていただきますと存じます。

それでは、議事(Ⅰ)、「会長の選任及び会長職務代理者の指名について」を上程いたします。まず、最初に会長の選任を議題といたします。岩手県開発審査会条例第3条第1項の規定によりますと、会長は互選によるとされております。互選の方法につきまして委員の皆様から御提案はございますでしょうか。

(発言なし)

○事務局（都市計画課主幹兼管理開発担当課長）

御発言がないようですので、事務局から提案をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○各委員（「異議なし。」の声）

○事務局（都市計画課主幹兼管理開発担当課長）

委員の皆様のお了承を得られるならば、事務局といたしましては、これまでの御経歴、実績から前期に引き続き坂田委員に会長に就任していただければいかがかと考えますが、いかがでございましょうか。

○各委員（「異議なし。」の声）

○事務局（都市計画課主幹兼管理開発担当課長）

ありがとうございます。御異議がないようですので、会長は坂田委員にお願いするということで、坂田委員よろしいでしょうか。

○委員

はい。

○事務局（都市計画課主幹兼管理開発担当課長）

それでは、さように決定しました。審議会の議事は、岩手県開発審査会条例の規定により会長が議事の進行を行うこととされておりますので、坂田会長には恐れ入りますが、会長席へ御移動いただき、議事の進行をお願いします。

○会長

ただいま御指名をいただきました坂田です。引き続き、会長を引き受けさせていただきます。今期も円滑に議事を進行して参りたいと思いますので、皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは次に、「会長職務代理者の指名」でございますが、条例第3条第3項の規定によりまして、会長が指名することとされております。

職務代理者は、三宅委員を指名させていただきたいと存じますが、三宅委員よろしいでしょうか。

○委員

はい。

○会長

ありがとうございます。

続きまして、本日の議事録の署名人でございますが、松本委員と中川委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○会長

それでは、議案の審議に入ります前に、本日の議案の中で非公開とすべき案件がございますでしょうか。事務局に説明を求めます。

○事務局

議案第1号の整理番号1番から3番までにつきましては、個人に係る案件でございます。情

報公開条例第7条第1項第2号に該当することから、非公開とすべきものと考えられます。

議案第1号の整理番号4番につきましては、法人又は団体に係る案件であり、特定の個人が識別されるものではないことから、公開対象となるものと考えられます。

○会長

今の事務局の説明どおり、議案第1号の整備番号1から3番までにつきましては、特定の個人が識別されるものと考えられますことから非公開といたしまして、議案第1号の整理番号4番につきましては公開としたいと思います。よろしいでしょうか。

○各委員（「異議なし。」の声）

○会長

それでは、審議に入りたいと思います。審議の進め方につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局

本日は、まず、公開案件である議案第1号整理番号4番について御審議いただいた後、傍聴者及び報道機関の方々に御退席をお願いし、その後、非公開案件について御審議いただくこととなります。

○会長

それでは、審議に入りたいと思います。議案第1号「都市計画法第43条第1項の規定による建築許可について」の整理番号4番を上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局

それでは、議案第1号・整理番号4番について説明いたします。

議案は1ページ、一覧表は3ページとなります。はじめにお配りしております議案1ページは会長名を記載しないかたちでお配りしておりますが、先ほど坂田会長が選任されましたので、改めて会長名をもって審議が求められたものとして取り扱いをお願いいたします。申請地の位置については、4ページ、別冊資料の区域図・写真は11ページから14ページを御覧ください。

整理番号4番は「その他市街化を促進するおそれのないもの」に係るものでございまして、審査基準3の(26)に該当しますことから、許可しようとするものでございます。

申請者は「實相寺 代表 晴山弘俊」でございます。

(以下、資料に基づき説明)

以上で議案第1号・整理番号4番についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○会長

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。本議案につきまして、質問等はございませんでしょうか。

○委員

今回の申請は、壇信徒会館の改築ということでよろしいですか。

○事務局

配置図でいきますと實相寺の本堂の北側に棟つづきで庫裏があります。その棟つづきの庫裏と、壇信徒会館を改築する計画となっております。

○委員

もう一点は、現在の面積に対して、今回、面積は減ることになっているのですが、これは間違いはないですか。

○事務局

今回は、壇信徒会館と庫裏の部分を一旦取り壊して、それぞれの部分を新しく建て替える形で計画されておまして、申請面積は現在の延床面積より減築される建築計画となっております。

○会長

写真に一番大きく写っている建物というのは實相寺でしょうか。

○事務局

12ページの大きい写真の正面に向いているのが實相寺の本堂になります。

○会長

11ページの一番奥に写っている建物は何でしょうか。

○事務局

11ページの写真の奥の方に写っている小さく見える建物が庫裏で、11ページの写真手前に写っている大きい建物が壇信徒会館です。

○委員

庫裏と壇信徒会館の編入時から現在までの増えた分の900㎡に相当する位のものということですか。

○事務局

はい。それに相当する位です。

○委員

900㎡位に増えたこの二つの建物が、今回700㎡位になるということでしょうか。

○事務局

はい。

○会長

こういった何十年も事態が続いたということは、他にこういったケースがたくさんあると思われる。あまり法律の縛りが厳しくないということでしょうか。

○事務局

都市計画課としましては、法の適切な運用をできるように広報等で周知を図るようにしているところですが、どうしても周知が充分ではなく、このような手続きが漏れているような案件の相談を受けるケースがこのところございます。

○会長

もうちょっと県庁の中でも連携を密にとれば、もうちょっと早く気がついたかもしれないということですね。

○委員

ずっと違法状態が続いていたものについて、何の制裁もなくということで少し気になるのですが、適法な状態に正すのが一番の目的であれば、問題ないとは思いますが。

○会長

他に何かご質問等ありますでしょうか。いろいろお話がありましたが、本人も基準があまり良く分からなかったということで、悪意をもってやってきたことではないと思われま

す。よろしいでしょうか。 それでは、採決に入ります。

議案第1号整理番号4番を原案どおり認めることとしてよろしいでしょうか。

○委員（「異議なし。」の声）

○会長

異議なしと認め、原案どおり可決します。

本日の公開案件は以上でございますので、傍聴者及び報道機関の方がいらっしゃれば、恐れ入りますが、御退席願います。

（非公開案件議事）

○会長

その他といたしまして、事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（都市計画課主幹兼管理開発担当課長）

特にございません。

○会長

それでは、以上をもちまして本日の審査会は終了いたします。

なお、次回の期日につきましては、各委員の御都合もあると思いますので、後日事務局で調整のうえ、御連絡したいと思います。本日は御協力ありがとうございました。

○事務局（都市計画課主幹兼管理開発担当課長）

坂田会長、議事進行ありがとうございました。

以上で、第197回岩手県開発審査会を閉会いたします。

委員の皆様どうもありがとうございました。

（以上）